

スチュワードシップ活動にかかる報告

(2024年7月～2025年6月)

ＪＡ共済連は、「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」を受入れ、投資先企業との対話や議決権行使を通じ、投資先企業の持続的な成長を促すことを目的としてスチュワードシップ活動に取り組んでおります。

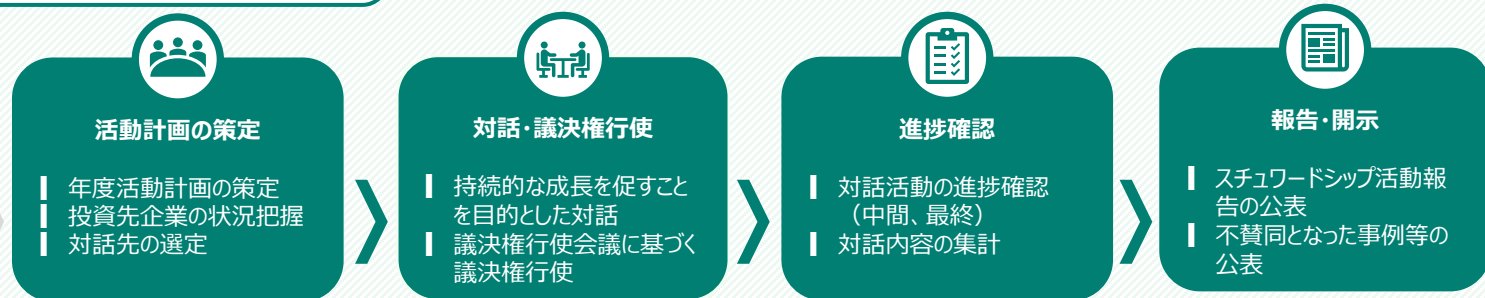


1 スチュワードシップ活動について

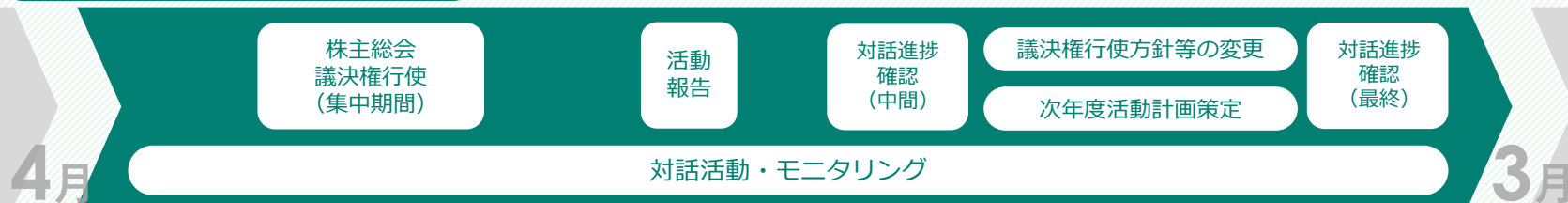
J A 共済連は、「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」を受け入れ、投資先企業との対話や議決権行使を通じ、投資先企業の持続的な成長を促すことを目的としてスチュワードシップ活動に取り組んでおります。

以下は、J A 共済連のスチュワードシップ活動のプロセス・スケジュールをまとめたものです。

スチュワードシップ活動 | プロセス



スチュワードシップ活動 | 年間スケジュール

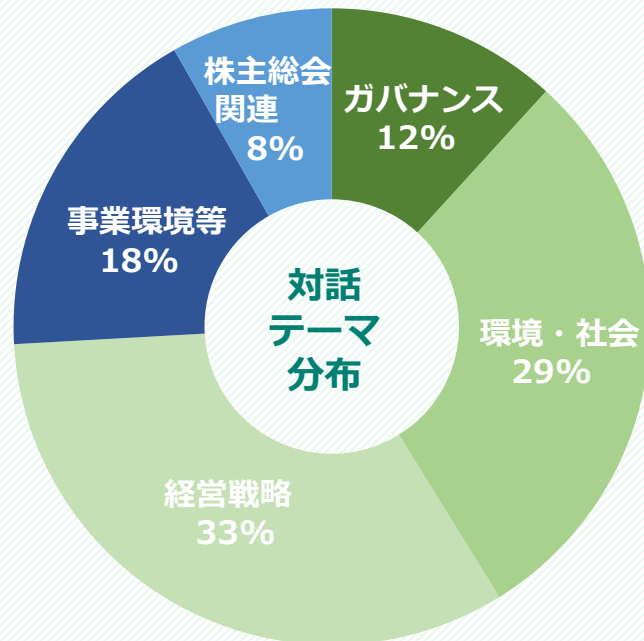


運用収益の向上のため、投資先企業との対話を通じ、投資先企業の動向を把握するとともに、企業価値向上や持続的な成長に関わる経営課題および改善策などについて認識の共有化を図りました。

2024年7月から2025年6月においては、環境・社会や経営戦略に関する内容を中心に対話を実施しました。

投資先企業との対話 | 主な対話テーマ

テーマ	主な内容
ガバナンス	- 取締役会の構成や組織体系 - 重視しているKPI（重要業績評価指標）と目標達成に向けた取組み - 不祥事等への対応状況
環境・社会	- 温室効果ガス排出量の削減にかかる取組み - 気候変動が事業活動に与える影響 - 社会課題に対する事業活動を通じた貢献
経営戦略	- 中期的な経営戦略について - 成長投資の方向性（M&A, 事業提携や設備投資など） - 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応
事業環境等	- 業績動向 - 顧客ニーズや技術革新の状況 - 規制やマーケットポジション
株主総会関連	- 決議案にかかる事項 - 議決権行使方針にかかる事項



投資先企業との対話 | 対話事例

テーマ | 資産

対話内容

投資先企業の取組み/今後の注目点



ガバナンス | 株式

資本効率を意識した経営を推進するため、社内の参考指標として利用されていた事業別のROIC（投下資本利益率）を開示するよう要望しました。

事業別のROICの状況およびROIC改善のための取組み施策が開示され、資本効率の観点からの経営課題等が明確になりました。



ガバナンス | 株式

取締役および監査役のスキル・マトリックスにおけるスキルの定義や経営戦略との結びつきが不明瞭であった企業に対し、各スキルの具体的な内容について開示するよう要望しました。

スキル・マトリックスにおけるスキルの具体的な内容が開示され、取締役等が経営戦略に照らしてどのような役割を期待されているかが明確になりました。



環境 | 社債

温室効果ガス排出量の削減に関して、2050年ネットゼロに向けた中間目標未達の懸念がある企業に対して、削減ペースの改善を要望しました。

前年度比で温室効果ガス排出量が増加しており、目標達成に向けて低炭素な天然ガスへのシフト等が必要となるため、引き続き対話を継続します。



環境・ガバナンス | 株式

サステナビリティ指標（環境）の目標達成状況に応じた評価を取締役の業績連動報酬の支給基準に導入している企業に対し、具体的な目標や評価基準を開示するよう要望しました。

企業からは開示の検討を行う旨、回答を受けました。開示は環境課題の解決および報酬支給の透明性確保につながることから、モニタリングおよび対話を継続します。

議決権行使 | 方針

保有銘柄の投資収益向上によるご契約者さま等への安定的な差益還元を目指す上で、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、中長期的に安定して投資収益を享受することを目的として議決権を行使します。

議決権行使 | プロセス

内部基準に則り、議決権行使会議において個別議案を検討し、議決権を行使します。

議決権行使 | 主要議案に対する考え方

議案	議決権行使の考え方（2025年3月以降）
取締役の選任	- 業績動向、不祥事等への関与や監督責任の有無、女性役員の選任状況、重大な環境問題や社会問題の発生状況などを考慮し妥当性を判断します。 - 剰余金の分配決定を取締役会に授権している場合、剰余金の処分基準により妥当性を判断します。 - 社外取締役の独立性や取締役会における構成比率（支配株主有無を考慮）、取締役会への出席率についても考慮します。
監査役の選任	- 不祥事等への関与や監督責任の有無を考慮し妥当性を判断します。 - 社外監査役の独立性や監査役会における構成比率、取締役会および監査役会への出席率についても考慮します。
役員報酬	- 業績動向、不祥事等への関与や監督責任の有無を考慮しその妥当性を判断します。 - 株式型報酬の業績連動の有無や支給対象者、希薄化率について考慮します。
剰余金の処分	配当水準や財務状況等を考慮しその妥当性を判断します。

上記以外の議案についても、議案の種類ごとに一定の判断基準を設け妥当性を判断します。

議決権行使 | 議決権行使結果

2024年7月から2025年6月に株主総会が開催された国内上場企業のうち、議決権行使の対象となった企業数は75社、議案数は1,004議案（会社提案議案962議案、株主提案議案42議案）でした。

<企業数ベース>

	合計	会社提案に 全て賛成	会社提案に 1件以上反対	単位:社 反対比率
議決権行使の対象企業数	75	74	1	1.3%

<議案数(*1)ベース>

会社提案議案		合計	賛成	反対	単位:議案 反対比率
会社機関に関する議案	取締役の選解任(*2)	740	739	1	0.1%
	監査役の選解任(*2)	112	112	0	0.0%
	会計監査人の選解任	0	0	0	-
役員報酬に関する議案	役員報酬(*3)	41	41	0	0.0%
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	-
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	52	52	0	0.0%
	組織再編関連(*4)	0	0	0	-
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	0	0	-
	その他 資本政策に関する議案(*5)	2	2	0	0.0%
定款に関する議案		15	15	0	0.0%
その他の議案		0	0	0	-
合計		962	961	1	0.1%

<議案数(*1)ベース>

株主提案議案	合計	賛成	反対	単位:議案 反対比率
合計	42	0	42	100.0%

投資先企業の全株主総会議案に対して、原則として「賛成」または「反対」を投じる方針としており、対象期間において棄権した議案はありませんでした。

会社提案議案では、支配株主を有する企業において、取締役会における社外取締役の構成比が基準を満たさなかったことから、1社（1議案）に反対の意思表示をしました。

株主提案議案では、企業価値の向上や株主の権利を守ることに資すると判断できない等の理由から、賛成した議案はありませんでした。

(*1) 議案数については子議案ベースで集計(複数の取締役等の選任案について候補者1名ごとに1議案として集計)

(*2) 監査等委員である取締役の選解任、補欠監査役および補欠の監査等委員である取締役の選任については、監査役の選解任に含めて集計

(*3) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*4) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*5) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

スチュワードシップ・コードの各原則の実施状況および自己評価については以下のとおりです。引き続き、今後の活動に活用してまいります。

スチュワードシップコード	実施状況	自己評価および今後の対応
【原則 1】機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	『責任ある機関投資家』の諸原則《スチュワードシップ・コード》の受入れを表明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針をホームページにて公表しています。	➤ 適切に実施しているものと評価しております。 ➤ 今後も必要に応じて、適宜見直しをしてまいります。
【原則 2】機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	- 利益相反にかかる管理方針を定めホームページにて公表しています。 - 議決権行使において、利益相反が生じる可能性のある局面として大口融資先企業への議決権行使の場合を想定していますが、賛否判断のプロセスについては株式運用担当部署で完結しました。また、利益相反管理部門において利益相反管理の観点から確認を行いました。	➤ 管理方針に基づき、適切に実施しているものと評価しております。
【原則 3】機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	- 企業価値向上や持続的な成長に関する対話を中心に、投資先企業と財務面（事業戦略や業績など）・非財務面（ESG要素など）に関する意見交換を実施するなど、状況把握に努めました。 - 投資先企業の状況把握にあたっては、スチュワードシップ活動を統括する責任投資推進室の取組み計画に基づき、株式や社債の投資執行部門のアナリストなどが中心となって投資先企業にかかる情報収集や分析・評価および対話を行いました。	➤ 投資先企業の経営層やIR担当者との面談等を通じて、企業価値向上や持続的な成長に関わる経営課題等について状況を把握できたものと評価しております。 ➤ 今後も、投資先企業の状況の的確な把握と認識の共有に取組んでまいります。

スチュワードシップコード	実施状況	自己評価および今後の対応
【原則4】機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	- 対話のテーマを明確化し、中長期的な視点から企業価値向上や持続的な成長に関わる経営課題等について意見交換を行い、課題認識の共有化に努めました。 2024年9月より、気候変動への取組強化を目的として、気候変動対応にかかる国際的な協働エンゲージメント・イニシアティブであるClimate Action 100+に活動を支援するInvestor supporterとして参加しています。	➤ 投資先企業ごとに、「ガバナンス」「環境」など対話のテーマを明確化し、課題等の改善に向け意見交換を実施することができたものと評価しております。 ➤ 今後も、対話を深めるべく努めてまいります。
【原則5】機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的な成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	- 議決権行使方針は、外部機関によるコンサルティングを活用するなどし、より実効性の高い内容となるよう見直しを行いました。 - 議決権行使にあたっては議決権行使方針に則り、議決権行使会議において個別議案を検討した上で、適切に実施しました。 - 個別議案に対する十分な検討時間を確保するため、全ての投資先企業の議決権行使において議決権電子行使プラットフォームを活用しました。 - 行使結果につきましては、議案の主な種類ごとの整理・集計に加えて、不賛同となった事例等を公表しました。	➤ 議決権行使方針に基づき、適切に実施しているものと評価しております。 ➤ 今後も、投資先企業の持続的な成長に資するものとなるよう工夫に努めてまいります。

スチュワードシップコード	実施状況	自己評価および今後の対応
【原則6】機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	- スチュワードシップ活動にかかる取組みについて、投資先企業との対話状況や議決権行使結果をホームページにて公表しました。 - 公表内容については、本会の取組みが効果的に伝わるよう、見直しを行いました。	- 適切に報告しているものと評価しております。 - 今後も、定期的に情報開示を行ってまいります。
【原則7】機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	企業との対話事例の共有（記録・管理）による対話能力の向上に努めました。	- 投資先企業との建設的な対話等を通じ、適切に活動しているものと評価しております。 - 引き続き専門性の高い人材育成を推進し、スチュワードシップ活動の実効性を高めてまいります。